

庁内事務用パーソナルコンピュータ(08-1)賃貸借業務

No.	対象箇所	質問内容	回答
1		物流遅延など不測の事態が発生して納期遅延となった場合、指名停止などの処分、また賠償請求や違約金請求などなく、契約期間変更などの協議に応じて頂けますか。	現時点ではお答えできません。
2		リース物件撤去時(後)のデータ消去作業を第三者に委託してもよろしいですか。 また、データ消去の証明書はリース会社の書式で宜しいでしょうか	ご認識の通りです。
3		無償譲渡の物件に関して、リース会社は固定資産税の納付義務は発生しない認識でよろしいでしょうか。	本業務において、無償譲渡対象の物件は、物件番号1に添付されている有線マウス(USB)のみとなりますが、リース期間中のリース物件に関する課税関係につきましては、税務当局が判断することとなるため、入札に関する質疑応答においては、お答えすることはできません。
4		契約保証金の要否について、金沢市契約規則第32条に基づき金沢市さま側にてご判断されるかと存じますが、どのタイミングで判明しますでしょうか。	入札参加資格審査により、落札候補者が入札参加資格を有していると認められたときです。
5		動産総合保険は、期間の経過に応じて保険金が通減する通常の動産総合保険という認識でよろしいでしょうか。また、ソフトウェアは無形資産のため、動産総合保険を付保できませんがよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6		当社起因ではない事由により、納品が遅れた場合、リース会社は責任を負わないという認識でよろしいでしょうか。	現時点ではお答えできません。
7		当該リース物件について、MDMサービスの提供を受ける場合、貴市の責任において、リース物件の返還までにMDMの「端末ID」を削除し、MDMの管理対象外とする認識でよろしいでしょうか。なお、貴市側で「端末ID」を削除されない場合、リース会社は責任を負いかねますがご認識に相違ないでしょうか。	ご認識の通りです。
8		物件番号1No11「有線マウス(USB)」については、賃貸借期間満了後、貴市に所有権を移転するため、当該物件のみ一部無償譲渡という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
9		・契約保証金の免除について 「過去2年間に種類及び規模を同じくする契約を国(公社、公団等を含む。)又は地方公共団体と数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき」と記載がございますが、入札日から過去2年間に契約を締結していればよく、契約中の賃貸借契約でも該当するという認識でよろしいでしょうか。また、「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とは賃貸借契約であれば該当するという認識でよろしいでしょうか。	・「種類及び規模をほぼ同じくする契約」の、種類とは「賃貸借契約」を示し、規模は「契約額」を示します。よって「賃貸借契約で本契約と同等以上の契約額の契約」が該当するものとなります。
10		データ消去は賃貸借物件引き揚げ後の実施でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

庁内事務用パーソナルコンピュータ(08-1)賃貸借業務

対象箇所	質問内容	回答
11	賃貸借期間満了後、リース会社は1カ所集約された賃貸借対象物件を引き揚げる認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
12 仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 補助記憶装置(内蔵ストレージ) 内蔵ストレージに係る全ての情報を消去の上復元不可能な状態にする機能を有すること。機能を有さない場合は本物件メーカーが提供する同様の機能を実現できるソフトウェア又はデータ消去に係る認定を受けた同様の機能を実現できるソフトウェアを添付すること。 について、 ・納入時に求められるデータ消去機能の具体仕様(ソフト名・認証要件)には指定がございますか？	指定はありません。
13 仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 有線LAN、無線、Bluetooth について、 ・これらは内蔵必須でしょうか？外付けや変換アダプタ等での代替は不可能でしょうか？	内蔵必須です。
14 仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 保守 賃貸借期間、ハードウェア故障に対する引取保守(引取保守に対応できない場合はオンサイト保守でも可)を含めること。 について、 ・バッテリーは保守の対象に含まれるでしょうか？ ・現地での引き取りが必須でしょうか？宅配(着払い等)での送付は可能でしょうか？ ・故障修理中において、代替機は必須でしょうか？また必須の場合は、代替機の機種に指定はございますか？	<ul style="list-style-type: none"> ・バッテリーを保守の対象に含む必要はありません。 ・デジタル政策課での引き取りは必須です。宅配(着払い等)での送付は不可です。 ・代替機は必須ではありません。
15 仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 保守 故障により交換した内蔵ストレージは、情報漏えいが発生しないように廃棄する又は賃借人に所有権を含めて引き渡すこと について、 ・ストレージの廃棄時は、廃棄証明書等何らかの証明の提出は必要でしょうか？	特に証明書等の提出は必須ではありません。
16 仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 保守 通常使用範囲における障害による部品交換保守においても費用が発生しないこと。なおキーボード破損も含むこと。 について、 ・「通常使用範囲における障害」とは具体的にどのような定義でしょうか？バッテリー劣化、液晶破損等明確にされたく存じます。	「通常使用範囲における障害」とは、機器メーカーが示す取扱説明書等に沿って機器を使用していたにもかかわらず、発生した機器故障のことです。使用者の故意・過失による物理的な破損(液濡れ等も含む)は含みません。また、機器メーカーが標準的に定める機器保証規程等がある場合、当該規程において保証対象外となるものも含みません。

庁内事務用パーソナルコンピュータ(08-1)賃貸借業務

対象箇所	質問内容	回答
17 仕様書 6.賃貸借 対象物件 仕様 物件番号 1 モバイ ルノート型 パーソ ナルコン ピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ 保守 受付は営業日(月曜日から金曜日。但し、祝日及び12月29日から1月3 日を除いても良いものとする。また、本物件メーカーによる保守の場合 は、メーカーの定める休日を除いても良いものとする。以下同じ。)9時 から17時までとし、受付から原則2週間以内に返却すること。 について、 ・故障状況により2週間以内の返却が困難な場合、何か例外条件など はございますか？	具体的な例外条件はありません。個別事案ごとに、賃貸人と賃借人双方の協議の上対応するものとなります。
18 仕様書 6.賃貸借 対象物件 仕様 物件番号 1 モバイ ルノート型 パーソ ナルコン ピュータ	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータ その他 本契約期間中本物件に対して、業者の負担で業者所定の動産総合保 険を付与すること。 について、 ・動産総合保険の内容の中に、必須項目など何か条件はございます か？	条件はありません。
19 仕様書 6.賃貸借 対象物件 仕様 物件番号 2 ソフト ウェア及 びライセン ス	仕様書 6.賃貸借対象物件仕様 物件番号2 ソフトウェア及びライセンス について、 ・Windows Server 2025-1 Device CAL (675本) は新規購入もしくは追加 ライセンスどちらになりますでしょうか？ ・TRSL C/S Suite Premium 追加 Gov 5000-9999(※) (81本) は、どの 端末にインストールされる想定でしょうか？ ・各ソフトウェアのライセンスは期間限定もしくは永続ライセンスどちらに なりますでしょうか？	・Windows Server 2025-1 Device CALについては、賃借人が所有する ライセンスに対する675ライセンスの追加を想定しています。但し、ライ センスへの追加が何らかの理由で困難な場合は、Windows Server 2025-1 Device CAL (675本) を新規購入ライセンスとしても問題はあり ません。 ・TRSL C/S Suite Premium 追加 Gov 5000-9999(※) (81本) は、物件 番号1 モバイルノート型パーソナルコンピュータのうち81台にインス トールする想定です(物件番号1の残る594台については、賃借人既存 のライセンスを用いてインストールを行います)。 ・物件番号2No.1及びNo.2については永続ライセンスです。また、物件 番号2No.3については、令和9年3月31日まで有効なライセンス(有効 期限が前述の日付を超えるもの、永続等も可)です。
20 仕様書 7.付帯作 業仕様 (1)賃貸借 対象物件 の搬入	仕様書 7.付帯作業仕様 (1)賃貸借対象物件の搬入 イ 搬入ルート、搬入日時等については賃借人の指示に従うこと。 について、 ・搬入日程に関する条件はございますでしょうか？(平日、時間帯、夜 間可否等)	金沢市の休日を定める条例(平成2年条例第1号)第1条に示す「市の 休日」を除く日(月曜日から金曜日。但し、祝日及び12月29日から1月3 日は除く。)9時から17時45分までを想定しています。
21 仕様書 7.付帯作 業仕様 (1)賃貸借 対象物件 の搬入	仕様書 7.付帯作業仕様 (1)賃貸借対象物件の搬入 ウ 搬入を2回以上に分割し、納品可能であること。 について、 ・分割納品時の検収方法は、一括検収もしくは分割検収どちらになりま すでしょうか？	どちらでも対応可能です。

庁内事務用パーソナルコンピュータ(08-1)賃貸借業務

対象箇所	質問内容	回答
22 仕様書 7.付帯作業仕様 (2)賃貸借対象物件の搬出等	仕様書 7.付帯作業仕様 (2)賃貸借対象物件の搬出等 各物件に補助記憶装置が取り付けられている場合、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業を原則実施することを前提とする。なお、賃借人側における補助記憶装置の完全消去作業実施の有無にかかわらず、賃貸借が終了した機器の補助記憶装置については、格納されている情報を賃借人側において復元不可能な方法で完全に消去する又は補助記憶装置自体を物理的若しくは磁氣的に破壊すること。完全消去又は物理的若しくは磁氣的に破壊したことについて、賃借人側に証明書を提出すること。 について、 ・「証明書」とは廃棄証明書を指しておりますでしょうか？ ・「証明書」に指定の様式や記載項目はございますでしょうか？	・「証明書」とは廃棄証明書を指します。 ・「証明書」に指定の様式や記載項目については特に指定はありません。
23 仕様書 7.付帯作業仕様 (3)賃貸借対象物件の搬入前設定	仕様書 7.付帯作業仕様 (3)賃貸借対象物件の搬入前設定 ア マスター端末は賃借人が作成することから、賃貸人は賃借人がマスター端末を作成するために必要となる物件を納品すること。具体的には、物件番号1について3台以上(マスター端末作成テスト・作業予備機等を含む。以下同じ。)、契約日から90日以内に納品すること。また、物件番号2についても、マスター端末作成に必要なものについては、賃借人の指示に従い納品すること。なお、マスター端末は各物件番号においてそれぞれ1パターンずつ作成するものとする。 について、 ・落札正式決定及び契約日は、令和8年7月14日以降となるかと存じますが、そこから90日以内だとおおよそ9月末頃までに納品が必要であり、そこから正式賃貸借契約の開始(令和9年1月1日～)までの期間の端末・ソフトウェア保守及び費用は、事業側の負担となりますでしょうか？ ・マスター端末からの複製作業において使用するツールおよび環境(クローニングツール等)の準備にかかる費用は本契約に含まれるという認識でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
24 仕様書 7.付帯作業仕様 (3)賃貸借対象物件の搬入前設定	仕様書 7.付帯作業仕様 (3)賃貸借対象物件の搬入前設定 エ 前項による納品完了後、賃借人が各物件に係る個別設定を実施するものとする。 について、 ・個別設定とはどのような内容を想定しておりますでしょうか？ ・納入期限が令和8年12月28日まで、賃貸借契約の開始が令和9年1月1日～となっているが、個別設定されるのは、賃貸借契約の開始後となっても問題ございませんでしょうか？	・個別設定とは、パソコン名の変更、ドメイン参加及びクローニングできないソフトウェアのインストール等の作業を想定しています。 ・個別設定を行うのは、賃貸借契約の開始前である必要があります。
25 仕様書 7.付帯作業仕様 (4)リカバリメディアの作成	仕様書 7.付帯作業仕様 (4)リカバリメディアの作成 イ リカバリメディアは、CD-ROM、DVD-ROM、ポータブルハードディスク、USBメモリ等の脱着可能な補助記憶媒体とし、正本1式、副本1式を作成し納品すること。 について、 ・リカバリメディアに用いる記憶媒体にかかる費用は本契約に含まれるのでしょうか？	本契約に含まれます。
26 仕様書 7.付帯作業仕様 (4)リカバリメディアの作成	仕様書 7.付帯作業仕様 (4)リカバリメディアの作成 エ リカバリ作業手順書を作成し、賃借人に納品すること。 について、 ・作業手順書のフォーマットや書式、記載項目に指定はございますか？	指定はありません。

庁内事務用パーソナルコンピュータ(08-1)賃貸借業務

	対象箇所	質問内容	回答
27	仕様書 8.賃貸借に係るその他要件	仕様書 8.賃貸借に係るその他要件 (1)賃貸借対象物件については、十分に検証をしたものを納品すること。について、 ・「十分に検証」とは、具体的に必須で確認が必要な項目はございますでしょうか？	指定はありません。一般的に故障等が無く正常に使えることが確認されているものであれば問題ありません。
28	仕様書 8.賃貸借に係るその他要件	仕様書 8.賃貸借に係るその他要件 (4)賃貸借期間中において、賃貸借対象物件のうち装置についてはメーカーからの技術情報提供、故障交換部品提供等の継続が見込めるものであること。 について、 ・万が一メーカーからの技術情報提供や故障交換部品の提供が不可となった場合は、同等製品での交換対応でも差し支えございませんでしょうか？	契約期間中において、賃貸人の責によらない事由で「メーカーからの技術情報提供や故障交換部品の提供が不可」となった場合の対応については、同等製品での交換対応等の対応を賃貸人に行っていただくこととなります。なお、具体的な対応の内容については、個別事案毎に賃借人及び賃貸人協議の上、決定することとなります。
29		リース会社では、保守対応が行えません。また、仕様書記載の保守や代替品の用意、瑕疵担保については、納入業者もしくはメーカーの責と費用負担にて対応という認識でよろしいでしょうか。	仕様書記載の保守や代替品の用意、瑕疵担保については、賃貸人の責任により賃借人に提供してください。
30		搬出・廃棄に関して、リース会社は1か所に離線・集約された機器を引き上げる認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
31	仕様書7(2)キ	仕様書7(2)キについて 賃貸借対象期間の終了後も継続して利用する意思を示した場合・・・とのことですが、 再リース契約を結ぶことなく、賃貸借物件の使用を継続される意思を示される場合があるとの解釈でしょうか。(但し7(2)オに記載されているマウスを除く)	賃貸借物件の使用を継続する場合は、再リース契約を締結します。
32		動産総合保険について、補償範囲は地震、津波、噴火などの天災による損害は対象外とする一般的なもので宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。